

令和5年度「開かれた里山整備事業」の事業計画

1. 大町市美麻二重里山整備利用地域

ふたえ里山整備協議会

2. 池田町大峰高原里山整備利用地域

大峰高原里山整備利用推進協議会

(様式1)

令和5年7月3日

開かれた里山の整備・利用（変更）計画書

長野県北アルプス地域振興局長 様

里山整備利用推進協議会の名称

ふたえ里山整備協議会

住 所

大町市美麻7967-1

代表者 氏名

会長 大塚 一男

1. 里山整備利用地域の名称等

名 称	大町市美麻二重里山整備利用地域	
認定年月日	R2.3.31	
認定面積	631	ha

2. 県民協働による里山の整備・利用事業（一般）の実績及び計画（平成30年度以降）

単位：万円

活用実績・計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 （最長3年間：補助率10/10以内）	32.4	31.1	60.5			124.0
里山資源利活用推進事業 （上限事業費150万円：補助率3/4以内）		18	34.2			52.2

3. 「開かれた里山」における活動の基本方針

(1) 里山整備利用地域における協議会の活動状況

本会は、平成29年度から自治会で行った市道沿線の環境整備活動をきっかけに発足しました。道路沿線の整備作業から里山保全や有害鳥獣対策を行う意識が高まり、令和2年に協議会を発足し大町市美麻二重地籍を中心に里山整備活動を行っています。身近な里山に親しみを持っていただくよう森林公園整備を中心にした整備活動を実施し、公園の活用と合わせた次世代を担う子供たちへの普及啓発活動にも力を入れています。

(2) 里山整備利用地域の特長

公的な事業としての間伐については、地元住民で組織した森林整備協議会が中心となって行い、整備後の里山の活用について本会が設定することで、補完し合って効果的・効率的な森林整備を進めます。

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

山や木材を「資源」として活用するだけでなく、「居場所」や「日用品」としての活用提案することで、里山を通じて生活の質の向上につながる活動を進めます。

イ 「開かれた里山」における森林整備の方針

里山を多くの方が憩いの場として活用できるよう森林公園として整備することで、地域住民が主体的に取り組み

る里山整備体制の構築を進め、高齢化が進む地域でも持続可能な里山整備を可能とする体制構築を目指します。

ウ 「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

「山で遊んだことがない」という子供たちが増えています。イベント実施を通じて子供の頃から身近な里山に興味関心を持てる人材育成と、公園（憩いの場）づくりを通じて、土地所有者とプロの仕事である森林整備作業に、住民が役割を持って参画できる里山づくり活動を展開します。

(4) 「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積 631 ha 位置は別添森林計画図のとおり

4. 「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

計画内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
「開かれた里山」における森林整備 計 (ha)	1	1	1			3
(m)	2,000	2,000	2,000			6,000
花木等の植栽 (ha)						
下刈り (ha)						
修景林間整備 (ha)						
竹林整備 (ha)						
① その他整備 (森林公園整備)	1	1	1			3
② 付帯施設等整備 (森林作業道) (m)	2,000	2,000	2,000			6,000
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 (2年間：補助率10/10以内)	14.9	11.1				26.0
整備計画の策定・地域の合意形成等 (万円)						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 (上限事業費100万円：補助率3/4以内)	34	33	33			100
資機材導入等 (万円)						

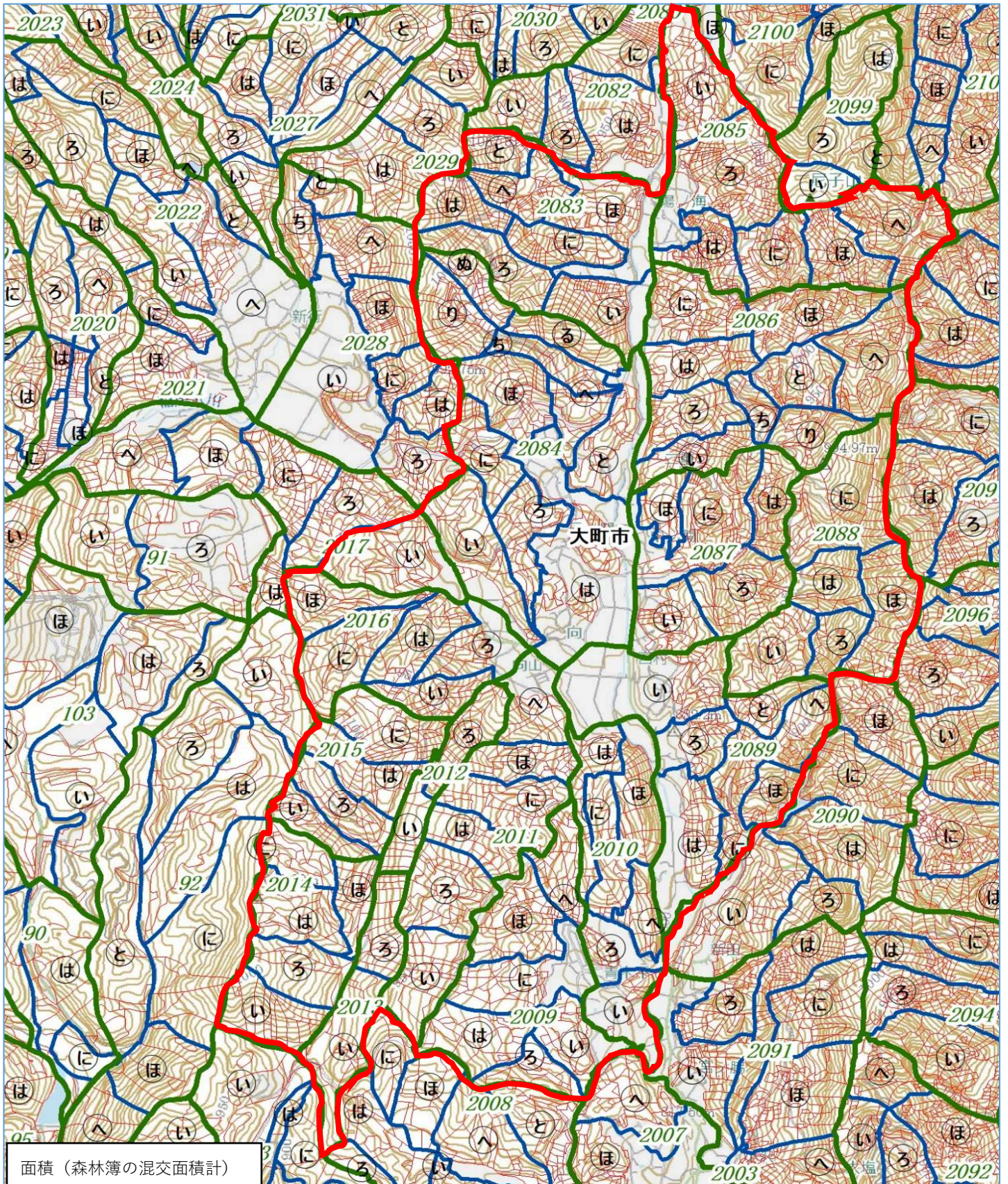
5. 「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 (具体的な方法、頻度等)	HP	http://miasa.info/index.php?tutaesatoyama (随時)
	SNS	
	広報誌等	大系タイムスへの記事の掲載 (イベント実施時等随時)

6. 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数 (計画年度から5年後まで)

計画の内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
イベント等による利活用計画人数 (人)	40	50	50	100	100	200	540
イベント以外の利活用計画人数 (人)	0	20	30	40	50	100	240
合計 (人)	40	70	80	140	150	300	780

二重地区 里山整備 利用区域図



ふたえ里山整備協議会の活動

年度	区分	内容
R元	地域活動	設立総会
R2	地域活動	森林調査、全体計画作成 草刈り作業（9名） 安全教育（住民20名） 遊歩道整備180m
		  
	森林整備	間伐2.94ha、作業道整備1,170m、更新伐0.58ha
R3	地域活動	木材利用ワークショップ（19名） 草刈り作業（34名） 広報画像作成
		 
	森林整備	間伐3.02ha、牽引伐倒0.58ha
R4	地域活動	木材利用ワークショップ（18名） 林内公園整備（30名） 安全講習（住民10名）
		   
	森林整備	間伐3.49ha、作業道作設2,887m、更新伐1.23ha、牽引伐倒0.09ha

ふたえ里山整備協議会規約

令和2年1月3日制定

(名称)

第1条 本会は、宮村里山整備協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、大町市美麻地域の森林環境の保全・整備、森林環境教育の推進、木の文化再生と文化的価値の発信、森林資源の有効利用等、自然力・文化力・人間力の再創造により地域の生活に根ざした文化の振興拠点となる森づくりを行うため、自主的な活動により、「里山」（2010 林班中別紙1に示す範囲（以下、「里山」という。））及び周辺民有林の整備・管理及び活用を適切かつ円滑に推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、大町市及び関係機関と緊密な連携の下に次の事業を行うことができる。

- (1) 里山及び周辺民有林の環境整備・保全に関すること。
 - (2) 里山及び周辺民有林の活用に関すること
 - (3) 里山及び周辺民有林の利用者の安全対策に関すること。
 - (4) 里山及び周辺民有林のサポーター（協議会の活動に要する資金、資材又は労力を継続して提供する意思を有する者）の募集・選定及び活用に関すること。
 - (5) 第3条第1号から第4号に係る普及啓発に関すること。
 - (6) その他目的の達成に必要な事業に関すること（特定の企業等の商品販売、営業活動に繋がらないものに限る。）。
- 2 協議会は、前項の事業を行うにあたり活動計画を作成する。
 - 3 協議会は、第1項の事業を行うに当たっては、法令等を遵守し、里山及び周辺民有林利用者の快適な利用に資するよう円滑に実施するものとする。

(構成)

第4条 協議会は、委員をもって組織する。

- 2 委員は、協議会の目的に賛同する森林所有者、地域住民、関係団体、企業、ボランティア、教育機関の関係者等とする。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名以内
 - (3) 理 事 委員の2分の1以内
 - (4) 監 事 2名
- 2 会長は、理事の互選とし、副会長は会長が理事の中から指名する。

- (3) サポーターからの資金
 - (4) 補助金
 - (5) 第3条の事業実施に伴う収入
- (会計年度)

第11条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

2 協議会の事業実績及び収支決算は、毎年会計年度の終期をもって整理する。

(立木竹の所有権等の権利)

第12条 協議会は、里山及び周辺民有林における立木竹等についての所有権その他一切の権利を有しない。

(支援・協力等)

第13条 協議会は、次の掲げる者（以下「支援協力者」という。）に、活動への支援・協力を求めることができる。

(1) サポーター（協議会の活動の趣旨に賛同し、継続して支援・協力の意思を有する者で、協議会と協定を締結する者）

(2) 活動協力団体（協議会の活動の趣旨に賛同し、活動への支援・協力の意思を有する市民団体等で、協議会に登録する団体）

(3) 協賛者（協議会の活動の趣旨に賛同し、支援・協力の意思を有する者で、協議会に対し、資金を提供する者）

2 協議会の活動に対する支援・協力のため、支援協力者が相互に連携する必要があるときは、支援協力者は協議会に届出を行い、連携組織を編成することができる。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は会長宅に置く。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項については、役員会の審議を経て、会長が別にこれを定める。

(附則)

1 この規約は、令和2年1月3日から施行する。

2 初年度の役員任期は、第4条の規定に関わらず、令和4年3月31日とする。

3 初年度の会計は、第11条の規定に関わらず、設立総会の日からとする。

ふたえ里山整備協議会謝金支払規程

(目的)

第1条 本規程は、ふたえ里山整備協議会（以下、「本会」という。）が規約第3条に定める事業を実施するに当たり、講師等への謝礼の支払いについて定めるものである。

(報酬の種別)

第2条 本会主催の事業として本会の財源をもって行う事業に従事する者に支払う謝金。

2 前項以外で本会役員会の決議により、報酬の支払いが妥当と見なされる業務に従事した場合の謝金。

(報酬の額)

第3条 講師等への謝金については次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|------------|
| ① 専門技術を持つ調査業務の実施者等への謝金 | 15,000 円/日 |
| ② 専門技術を持つ技術指導員等への謝金 | 14,000 円/日 |
| ③ 上記①②以外の講師等への謝金 | 7,000 円/日 |

2 前項の謝金の支払単位は、1日又は半日とする。

(規程の改廃)

第4条 この規程の改廃は、役員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から適用する。

令和3年度 ふたえ里山整備協議会会員名簿

役職名	氏名	区分
会長 (理事)	大塚 一男	地域住民
副会長 (理事)	塚田 充	森林所有者
副会長 (理事)	大島 健一	地域住民
理事	渡辺 寛	ボランティア
理事	大塚 誠	森林所有者
委員	横川 加津雄	地域住民
委員	川崎 仁	地域住民
委員	長井 一馬	地域住民
委員	中山 大	地域住民
委員	北村 宗博	森林所有者
委員	小林 芳規	森林所有者
委員	北沢 和也	ボランティア
委員 (会計)	大塚 裕明	地域住民
委員	企業組合 山仕事創造舎	企業
監事	塚田 寛政	森林所有者
監事	中島 裕次郎	地域住民

令和3年4月1日

(様式1)

令和5年 7月 3日

開かれた里山の整備・利用（変更）計画書

長野県北アルプス地域振興局長 様

里山整備利用推進協議会の名称

大峰高原里山整備利用推進協議会

住 所

北安曇郡池田町大字広津4121

代表者 氏名

代表 荻窪 和茂

1. 里山整備利用地域の名称等

名 称	池田町大峰高原里山整備利用地域	
認定年月日	H30.12.28	
認定面積	316	ha

2. 県民協働による里山の整備・利用事業（一般）の実績及び計画（平成30年度以降）

単位：万円

活用実績・計画	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和5年度	令和6年度	計
里山整備利用地域活動推進事業 （最長3年間：補助率10/10以内）	37.8	42.4	26.6			106.8
里山資源利活用推進事業 （上限事業費150万円：補助率3/4以内）			70.9			70.9

3. 「開かれた里山」における活動の基本方針

(1) 里山整備利用地域における協議会の活動状況

森林の里親事業の森林整備活動並びに保育園児等の木育活動を中心に活動している

(2) 里山整備利用地域の特長

大峰高原生活環境保全林や七色大カエデを中心に県内外から多くの方が訪れている

(3) 「開かれた里山」としての整備・利用の方針

ア より多くの県民等が広く親しめる「開かれた里山」づくりの考え方

訪れた方が森林の中を自由に散策等しやすい環境の整備を実施する。

イ 「開かれた里山」における森林整備の方針

七色大カエデの保全や白樺の森が天然更新しやすい環境を整備する。

ウ 「開かれた里山」の整備・利用に向けた里山整備利用推進協議会の活動

里親関係者や地元観光協会等の要望を取り入れた整備活動を行う。

(4) 「開かれた里山」の対象とする里山整備利用地域の面積及び位置

面積 316 ha 位置は別添森林計画図のとおり

4. 「開かれた里山」の整備・利用の全体計画

計画内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
「開かれた里山」における森林整備 計 (ha)						
(m)						
花木等の植栽 (ha)						
下刈り (ha)						
修景林間整備 (ha)	6	5	2	2	2	17
竹林整備 (ha)						
① その他整備 () (ha)						
② 付帯施設等整備 (森林作業道・歩道)	400	300				
「開かれた里山」における 里山整備利用地域活動推進事業 (2年間：補助率10/10以内)	10	10				
整備計画の策定・地域の合意形成等 (万円)						
「開かれた里山」における 里山資源利活用推進事業 (上限事業費100万円：補助率3/4以内)	10	10	20	20	20	80
資機材導入等 (万円)						

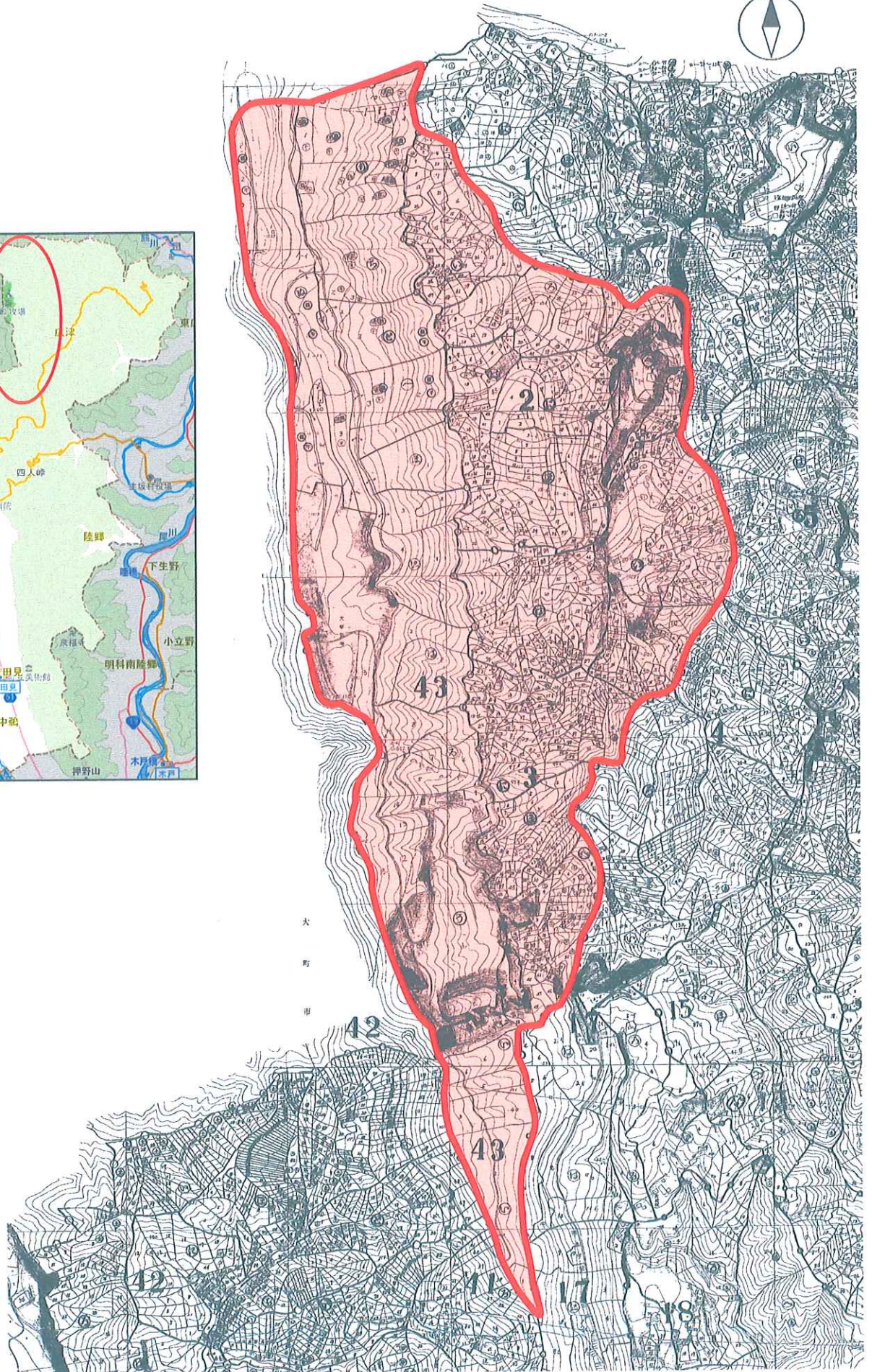
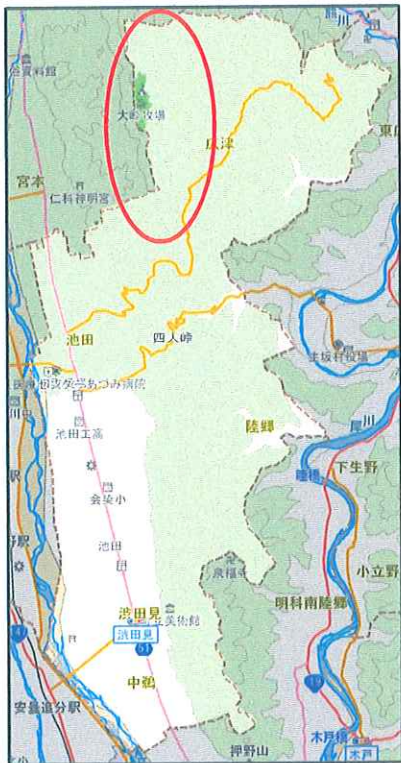
5. 「開かれた里山」における活動の広報計画

広報活動の計画 (具体的な方法、頻度等)	HP	池田町観光協会ほか
	SNS	広津の杜
	広報誌等	広報いけだ

6. 「開かれた里山」における県民等の利活用計画人数 (計画年度から5年後まで)

計画の内容	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	合計
イベント等による利活用計画人数 (人)	50	50	50	50	50	50	300
イベント以外の利活用計画人数 (人)	200	300	500	500	500	500	2,500
合計 (人)	250	350	550	550	550	550	2,800

大峰高原里山整備利用地域 区域図



大峰高原里山整備利用推進協議会の活動

年度	区分	内容
H30	地域活動 森林整備	設立総会 間伐1.82ha、作業道作設385m
R元	地域活動	森の里親交流（2里親と3回）（植栽0.15ha43名、間伐体験0.10ha27名） 木育活動（園児、協議会員4回96名） 安全教育（協議会員14名） 木材利用勉強会（巣箱作成2回34名）
	森林整備	間伐3.70ha、作業道作設411m
R2	地域活動	作業道倒木除去等（協議会員2回11名）
	森林整備	間伐0.65ha
R3	地域活動	木育活動（園児、協議会員3回81名） SDGs講習会（里親18名）
	森林整備	除伐・枝打ち5.30ha
R4	地域活動	SDGs講習会（2里親15名）
	森林整備	除伐・枝打ち5.87ha、特殊地拵え0.51ha



大峰高原里山整備利用推進協議会
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs 研修会

アフターコロナでSDGsを羅針盤に地域社会はどうすべきか？
～素人から選ばれる地域になるために～

開催日時: 2022年2月19日(土) 10:00~11:30
開催場所: Web会議形式によるリモート開催

※参加費 無料

講師: 戸成 司 氏 (講演: 70分)

※参加希望者は下記へmail願います。
受付担当者: 氏名 ○○○@○○.jp

大峰高原里山整備利用推進協議会
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

SDGs 研修会

多様な生き物の暮らす大峰高原
～自然と人間とが共生してきた森林と草原を考える～

開催日時: 2023年3月25日(土) 10:00~11:30
開催場所: Web会議形式によるリモート開催

※参加費 無料

講師: 宮田 紀実 氏 (講演: 70分)

大峰高原里山利用推進協議会規約

平成31年1月4日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、大峰高原里山利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を長野県北安曇郡池田町大字広津4121に置く。

(目的)

第3条 協議会は、第4条の構成員による里山の整備・利用活動を通じ、自立的かつ持続的な里山の管理を図り、地域の活性化に資することを目的とする。

第2章 構成員

(構成員)

第4条 協議会の構成員は別紙とおりする。

第3章 役員

(役員の数及び選任)

第5条 協議会に代表1名、副代表1名、書記1名、会計1名、監査役2名、幹事2名を置くこととし、代表等の役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は、総会において構成員の互選より選任するものとし、書記、会計及び幹事は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この協議会を代表し、協議会の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、協議会の事務を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。
- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。
- 8 幹事は、代表、副代表を補佐する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会の開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

一 構成員現在数の3分1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。

三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、予め会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会の権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

一 活動に関する計画の設定又は変更、収支決算、実績報告及び実施に関すること。

二 協議会規約の制定及び改廃に関すること。

三 その他協議会の運営に関する重要な事項。

(総会の議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 協議会規約の変更
- 二 協議会の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 協議会規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 協議会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 協議会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては、ほかの会計と区分して経理する。

- 一 県民協働による里山の整備・利用事業補助金
- 二 池田町への森林の里親寄付金
- 三 その他収入

(会費)

第15条 前条第三号に掲げる収入として、会員から会費を徴する場合は、金額及び方法について総会の議決をもって行うものとする。

(事務経費支弁の方法等)

第16条 協議会の事務に要する経費は、第14条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第17条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第18条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第19条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第20条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第21条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第22条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受領書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第23条 協議会が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第24条 協議会の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の3日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後60日以内に総会の承認を受

けなければならない。

第6章 雑則

(細則)

第25条 この規約に定めのない協議会の運営上必要な細則は、都度役員により協議を行い別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成31年1月4日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については、第5条2項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の活動計画の議決については、第17条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

協議会構成員名簿

森林所有者	
大峰袖沢植林組合	
池田町区	
森 由枝	
北條 弘美	
清水 寛	
山崎 俊彦	
地域住民及び森林利用者	
広津自治会	自治会員 83 名
カミツレの宿 八寿恵荘	広津自治会法人会員
住友理工株式会社	森林の里親促進事業 里親企業
住友理工株式会社 森林ボランティア隊	
株式会社相互	森林の里親促進事業 里親企業
株式会社相互 森林ボランティア隊	
関係団体	
大北森林組合	
行政機関	
池田町役場	
池田町教育委員会	
池田町認定こども園 池田保育園 会染保育園	

大峰高原里山利用推進協議会 役員名簿

代 表	広津自治会長
副代表	大峰袖沢植林組合
書 記	大北森林組合
会 計	広津自治会
監査役	池田町役場
	池田町教育委員会
幹 事	住友理工株式会社
	株式会社相互